

CCR (Consumer Credit Review)

クレジットカード契約に関する研究会の研究成果の発表にあたり

笠井 修

今日、クレジットカードがわが国の市民生活において欠くことのできない役割を果たしていることは、誰の目にも明らかである。クレジットカードは、1960年代にわが国に導入されて以来、その利便性と安全性の両立をはかりつつ目覚しい発展を遂げており、内需拡大の切り札とさえ指摘されることがある。

クレジットカードがそのように経済的重要性を高めつつある一方で、クレジットカード契約を法的に理解しようとすると、実に多くの問題が残されていることに気がつく。

まず、クレジットカード契約の「法的性質」をどのようにとらえるかに関する見解の対立は、クレジットカードがわが国に導入されて以来の、いわば古典的な論争であるが、その対立は今日もなお、実際のクレジットカード約款の規定や学説において残っている。そこでは、そもそもクレジットカード契約としていかなる契約関係をとらえるのか、どのような範囲の当事者を取り込んだ理論構成が求められているのか、さらに約款論との接合をどうはかるかということ自体、必ずしも明確ではない。インターネットを通じた、いわばバーチャルなカード利用が拡大していることも、この問題を複雑にしている。

また、クレジットカードの「機能」として、販売信用の手段、消費者金融の手段、あるいは送金の手段などとしての側面を見出しうる場合があるが、このような多様な側面の中でクレジットカード取引の本質をいかにとらえるかについても、かならずしも認識が定まっているわけではない。ここでは、デビットカードやプリペイドカードをも視野に入れた理解の重要性も指摘されるところである。そのうえで、カードの法的性質論もどのような機能を託されたカードを想定するかによって大きく異なるはずである。

他方、クレジットカード取引そのものの認識とは別に、それを一定の政策的観点から「規制」することに関しては、それに関連する法理や指針についての個別のアプローチとそれを超えた横断的な規制理念（たとえば、カード取引の情報開示を徹底しつつ私的自治を尊重する方向やよりパターナリストイックな介入を肯定する方向などがありうる）の確立や制度設計につき、なお時間を要する状況といえよう（そこでは割賦販売法等の関連する法規定の適用関係にわたる議論が特に重要となる）。特にカードの不正利

用やカード利用における消費者保護のあり方については、いまだ一貫した方針が見出されていないようにさえ見える。そのうえで、これらの規制論も、上のような性質論や機能論との関わりにおいて整理されなければならないはずである。

このような問題状況を諸外国における理論水準と比べるとき、従来のわが国の研究は、一見するところ、かなり遅れをとった面があるようにも思われる。クレジットカード取引が社会の隅々に浸透しつつあった1980年代、1990年代に、いくつかの国々では、上記のような問題について、学界・実務界があげてその取引形態の解明に取り組み、すでに大きな成果をあげていた。そして、上記のような問題に関するほぼ定説的な理解が形成され、理論的整備が完了し、それを土台とした個別の法規制にまで対応が進展している例も見られる。そのような成果は、クレジットカード取引の普及においてわが国よりも後れて進行してきたと思われる国々にも積極的に取り込まれる例が見られる。このような状況を吸収し、わが国における理論的発展にひとつの基礎的素材を提供することは、今日急がれるべき基礎作業ということができよう。

このような視野の拡大は、クレジットカード取引が、国際ブランドを介した法律関係として世界的な広がりを持つに至っている今日、いっそう大きな意味を持つことが期待される。

本研究会は、このようなクレジットカード契約の状況と研究の必要性について認識を共有するメンバーが集い、クレジットカード取引の法的問題を根本から検討しなおすことを計画し、一般社団法人日本クレジット協会の支援のもと、2012年よりほぼ毎月1回の共同研究を行ってきた。

研究会メンバーの一人ひとりは、異なる分野・業界に属し、クレジットカード契約に対する距離も問題意識も（さらには研究のキャリアも）さまざまである。本研究会は、そのようなメンバーがまとまってひとつの観点からクレジットカード契約を眺め、共通の見解を得ることを目標とするのではなく、むしろそれぞれの異なる立場からのアプローチを貴重なものとして尊重したうえで、自由な議論を行い、今後の理論的整備のための多様な視点と判断の可能性を提示することを目指すものである。そのような方針のもとで、研究成果についても、個々のメンバーの研究論文という形で本誌において公表することにしたものである。

クレジットカード契約には、上のように多くの問題が残されているが、本研究会の研究成果はこれを解明するための新しい一つのステップにすぎない。また、挑戦することができた課題も限られてはいる。しかし、重要ではありながらこれまであまり掘り下げられてこなかった課題について、わが国の理論水準を押し上げる、一定の成果を得ることはできたものと思われる。本研究会の研究成果をもとにして、さらにこれを批判した次の新しい研究成果がわが国で生み出されることを期待するものである。

2014年3月吉日

クレジットカード契約に関する研究会参加者

- 伊沢 康明（株）セディナ法務部グループ長)
伊藤 亜紀（片岡総合法律事務所 弁護士)
上田 誠一郎（同志社大学法学部教授)
座長 笠井 修（中央大学法科大学院教授)
片岡 義広（片岡総合法律事務所 弁護士)
鎌野 邦樹（早稲田大学法科大学院教授)
小堀 靖弘（山下・柘・二村法律事務所 弁護士)
白石 大（早稲田大学法科大学院准教授)
曾宮 健一（三菱UFJニコス株法務部上席調査役)
中崎 隆（弁護士)
中村 肇（明治大学法科大学院教授)
二村 浩一（山下・柘・二村法律事務所 弁護士)
吉元 利行（株オリエント総合研究所専務取締役主席研究員)
渡辺 壮一（ビザ・ワールドワイド・ジャパン株戦略企画室ディレクター)

（五十音順、敬称略）